

背景

- 遊漁船業※¹は、**地域の賑わいを確保し、広く一般の市民に海の恵みを楽しむ機会を提供する重要な産業**であり、このような機会の提供にあつては、**遊漁船の安全・安心な運航が極めて重要**。
- 令和4年に発生した知床遊覧船の事故を受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、遊漁船等の一般旅客を搭載する船舶が旅客の安全を確保するには、改良型救命いかだ等の安全設備の搭載が必要とされているところ。また、遊漁船業者を含む有識者等からなる検討会において、改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法を構築※²。
- 今般、**遊漁船の安全対策に積極的に取り組む事業者を支援**することにより、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航・営業を実現するため、**日本財団からの助成金（助成額30億円）を活用し**、日本中小型造船工業会が「**遊漁船の安全・安心に係る支援事業**」を措置。



安全設備に関する
詳細はこちら

支援対象

1. 改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置の購入

遊漁船業者が、改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置を購入した場合に、**購入費の2/3等**を補助



乗り移り時の落水
危険性を軽減する
措置が講じられた
改良型救命いかだ等



周囲の複数の船舶等
との連絡が可能な
業務用無線設備



浸水時に衛星を通じて救助機関に救
難信号を送るとともに、自船の位置
を自動的に連絡することが可能な
非常用位置等発信装置

2. 浸水警報装置、排水設備の購入・設置

遊漁船業者が、浸水警報装置、排水設備の購入・設置工事を実施した場合に、**購入費及び工事費の2/3等**を補助



波の直接の打ち込みによる浸水
の可能性がある区画に設置する
浸水警報装置（検知器・アラーム）



各区画に浸水した水を排水し、沈没
までの時間を少しでも長く確保する
排水設備（排水ポンプ）

実施期間

2026年5月（見込み）～2030年4月（4年間）

※今後、専用の申請ホームページを開設予定

※¹ 遊漁船業とは、船舶により乗客を漁場に案内し、水産動植物を採捕させる事業のことで、船釣り、瀬渡し（磯渡し、防波堤渡し等）及び漁業体験（採捕を伴うもの）が該当。

※² 方法①～方法⑤のいずれか又は複数を組み合わせて、救命いかだ等を搭載せずに航行することが可能。

方法①：一定の水温を上回る時期のみの航行

方法②：伴走船と航行（旅客を搭載した営業船（救助定員は確保）での相互伴走も可）

方法③：救助船を配備（水温10℃未満の時期：5分以内、10℃以上15℃未満の時期：10分以内、

15℃以上20℃未満の時期：30分以内に現場に到着）

方法④：船内に浸水しない構造（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）

方法⑤：母港から5海里以内の航行（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）